

10-2 市民所得の分配

(単位：百万円)

年 度	市町村民所得 (要素費用表示)	1. 雇用者報酬	2. (1)財産所得 受取	(控除) (2)財産所得 支払	(3)財産所得 純受取	3. 企業所得
	1 + 2 (3) + 3				2 (1)-(2)	
平成25年度	797,538	563,797	53,857	10,239	43,618	190,122
26	797,871	582,293	55,763	9,267	46,495	169,082
27	821,541	592,077	57,529	8,145	49,384	180,081
28	831,234	599,028	58,152	7,363	50,789	181,417
29	844,196	613,814	58,693	6,548	52,145	178,236
30	839,485	622,099	57,309	5,787	51,522	165,865
令和元年度	834,295	636,956	55,466	5,421	50,045	147,294
2	776,301	625,297	51,331	4,992	46,339	104,665
3	796,966	615,648	57,361	4,391	52,970	128,348
4	804,375	624,164	56,557	3,912	52,645	127,566

資料：福岡県オープンデータサイト「福岡県 市町村民経済計算（平成23～令和4年度）（平成27年基準）」

※「市民所得」とは、市内居住者が1年間に受け取った所得を生産の行われた場所のいかんを問わず把握するものである。この場合の居住者とは、人だけではなく、法人企業や政府機関など全般に適用される概念である。また、生産活動において労働、資本、土地などの生産要素を提供することの対価として、市内居住者（企業を含む）に分配される付加価値の総額で、賃金、利子、地代、企業利潤などの所得から形成され、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得に分けられる。

※「雇用者報酬」とは、労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、賃金・俸給（賃金、給料、手当など現金で支払われるものや給与住宅差額家賃などの現物給与を含む）と雇主の社会負担（雇主の社会保障基金や年金基金への負担額、退職一時金など）で構成される。なお、雇用者とは個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての就業者をいい、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

※「財産所得」とは、金融資産や土地などを提供する見返りとして受け取る所得のことで、利子、法人企業の分配所得（配当等）、その他の投資所得及び賃貸料に分かれる。また、企業の営業余剰・混合所得の受取と支払を加除したものであり、税や社会保障等の経常移転による再分配前の所得を表している。

※「企業所得」とは、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業、公的企業、個人企業により分類される。

※市町村民経済計算は、毎年度公表する度に過去の値も修正される。これは、市町村民経済計算の元となる県民経済計算が、一次統計の遡及修正や5年に一度の周期調査（国勢調査など）の結果を反映させて値を過去値まで修正していることなどによる。したがって、市町村民経済計算結果は、過去の値も常に最新のものを確認する必要がある。

※＜参考＞県民経済・市町村民経済計算の主要概念の整理

（福岡県オープンデータサイト「令和元（2019）年度 市町村民経済計算（名目）の概況」より抜粋）

経済活動は、企業等の生産活動によって新たな価値、つまり付加価値が生み出され（「生産」）、その生産活動に参加した労働者（家計）への賃金や企業の利潤等として分配され（「分配」）、分配された付加価値を所得として家計が消費したり、企業等が投資を行ったりする（「支出」）という循環を繰り返しています。これら「生産」「分配」「支出」から評価した付加価値は、同一の価値の流れを異なった側面から把握したもので、概念上の調整を加えると、それぞれ等しくなります（三面等価の原則）。このように3側面から県民経済の循環と構造を計量的に把握することによって、県経済の実態を包括的に明らかにし、県の総合的な経済指標として各種施策の企画・立案等に活用することができます。また、このほかにも、国経済における本県経済の位置が明らかになるとともに、各県経済相互間の比較が可能となり国経済の地域的分析、地域の諸施策に利用されています。